

平成 30 年 12 月 25 日

組合員各位

上川中央農業協同組合

代表理事組合長 野口 昇

日頃より農協事業にご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成 30 年 12 月 21 日第 11 回理事会において議決しましたので、定款 53 条②の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更内容については、今後、北海道知事の承認を受け、効力を生ずることとなります。

記

1、変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAI を導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

2、実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

以 上